

(簡易公募型プロポーザル方式)

## 生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務委託企画提案募集要領

### 1 趣 旨

本業務は、生成 AI を文書作成及び診療録記載の補助（音声入力等）として活用し、業務効率化及び職員の負担軽減を図るとともに、診療録記載の質の向上を図るものである。

これにより、診療内容の正確かつ詳細な記録を実現し、当該記録の精度向上を通じて DPC サポートツールにおけるコーディング精度の向上に資することを目的とする。ひいては、適正な診療報酬請求及び医療の質の向上に寄与するものである。

なお、本業務の実施に当たっては、機能、性能、医療分野への適合性及び情報セキュリティ等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する。

### 2 委託業務概要

- (1) 名 称：「生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務委託」企画提案（以下、「企画提案」という。）
- (2) 業務内容：「生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 予 算 額：15,950,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 3 参加応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

地方自治法令第 167 条の 4 第 1 項

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げるもの

- (3) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有していること。
- (4) 法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人で

(簡易公募型プロポーザル方式)

はないこと。

- (6) 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関連法令を遵守していること。

#### 4 質疑応答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和8年4月13日（月）17時まで
- (2) 質問方法：質問書（様式2）を電子メールで提出すること。  
メール件名に「生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務委託企画提案募集への質問」と記載すること。
- (3) 回答方法：令和8年4月14日（火）17時までに、病院ホームページに回答を掲載する予定。  
ただし、簡易な質問等については、メール等で回答することがある。
- (4) 質問先メールアドレス：touyammc@pref.okinawa.lg.jp  
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター  
医事課 玉城

#### 5 応募申請書の提出

企画提案への参加を希望する場合は、下記により申し込むものとする。

- (1) 提出書類：企画提案応募申請書（様式1）
- (2) 提出期限：令和8年4月15日（水）15時必着（期限厳守）
- (3) 提出方法：担当者あて電子メールにて送付すること。メールの件名は「生成 AI 及び DPC サポートツール導入業務委託企画提案応募申請書」とし、メール送信後に電話にて送付した旨を連絡すること。
- (4) 提出先：医事課担当 玉城  
メール：[touyammc@pref.okinawa.lg.jp](mailto:touyammc@pref.okinawa.lg.jp)  
電話：098-888-0123 内線：8516

#### 6 企画提案書等の提出について

企画提案への参加を希望する者は、前記応募申請書の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出するものとする。

- (1) 提出書類（企画提案書等）
  - ア 企画提案書（A4版、任意様式）
  - イ 見積書（A4版、任意様式）
  - ウ 会社概要（様式3）
  - エ 業務受託実績（様式4）  
※実績の提出に関する注意事項

(簡易公募型プロポーザル方式)

- (ア) 提案者（企業・団体）が、過去2年間（令和6年度～令和7年度）に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と締結した「生成AI導入」や「DPCサポートツール」等の類似・関係業務の実績がある場合は、必ず記載すること（単独の受託実績でも可）。
- (イ) 記載にあたっては、当院の規模（病床数や受託金額等）に近い実績を優先すること。
- (ウ) 実績を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。なお、契約の相手方との守秘義務等により開示できない箇所がある場合は、該当箇所を黒塗り（マスキング）して提出して差し支えない。

(2) 提出期限：令和8年4月17日（金）15時必着（期限厳守）

(3) 提出方法：担当者あて電子メールにて送付すること。メールの件名は「生成AI及びDPCサポートツール導入業務委託企画提案書提出」とし、メール送信後に電話にて送付した旨を連絡すること。

(4) 提出先：5（4）に同じ。

## 7 企画提案書の作成に関する事項

(1) 企画提案書等の作成に係る留意事項

- ア 仕様書中、委託業務内容に記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- イ 仕様書に記載されている各業務の実施方法について、具体的に提案すること。また、各業務をどのようにして連携して実施するかについて具体的に提案すること。
- ウ 記載は簡潔明瞭であること。文書を補完する図表、写真等を適宜使用すること。
- エ 企画提案書は1参加者につき、1提案書とする。
- オ 企画提案書の様式は任意様式とする。ただし用紙はA4判で統一し、向き（縦横）は問わない。
- カ ページ番号は、表紙及び目次を除き、通し番号として付記すること。
- キ 企画提案書等の再提出は提出期限内に限り認める。差し替えは全部差し替えとし、部分的な差し替えは認めない。
- ク 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

## 8 契約相手方候補者の選定方法

企画提案の審査は、ヒアリング審査による評価を行い、最も優れた提案を行ったと認められた者を契約の相手方候補者として選定する。なお、本企画提案応募者が多数だった場合は、書類審査を実施し、ヒアリング審査の対象者を選定する。

(1) ヒアリング審査の日時：令和8年4月23日（木）午後

※詳細な開始時間は参加者が決定次第、担当者宛メールにて連絡する。

(2) ヒアリング審査の場所：沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 2階 会議室2・3

(3) ヒアリング審査の方法

- ア ヒアリング審査は対面にて行うものとし、入室できる人数は1応募者につき3名までとする。
- イ ヒアリング審査時間は、1応募者あたり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）とする。

(簡易公募型プロポーザル方式)

ウ 事前に提出された企画提案書をプロジェクター等で投影できるよう、事務局側で準備を行う。  
その他のツール（レーザーポインター等）を活用する場合は、各事業者にて持参すること。

## 9 審査に関する事項

- (1) 審査基準及び配点：別紙「評価基準」のとおり
- (2) 採用基準点：評価得点の6割以上を企画採用基準点とする
- (3) 通知・公表等：審査結果は、令和8年4月下旬に企画提案者全員に書面により通知する。

## 10 スケジュール

令和8年4月上旬	公募開始
令和8年4月13日（月）	質問締め切り（17:00まで）
令和8年4月14日（火）	質問回答（17:00まで）
令和8年4月15日（水）	応募申請書提出期限（15:00まで）
令和8年4月17日（金）	企画提案書等提出期限（15:00まで）
令和8年4月23日（木）	企画提案書のヒアリング審査
令和8年4月下旬	契約交渉相手方への通知（予定）

## 11 その他留意事項

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申し込みに要する経費は参加者の負担とし、提出された資料は返却しない。
- (3) 採用された企画案については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。
- (4) 契約保証金について

沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）第133条第1項の定めるところにより、契約金額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、免除することができる。

ア 契約の相手が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。